

那須塩原市農業委員会

第 2 5 回総会議事録

令和元年 7 月 2 5 日(木)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和元年7月25日(木) 午後1時30分～ 午後2時19分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：18名

会長	15	君島 良一	委員	11	藤田 一郎
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	12	渡邊 透
委員	1	松本 忠太	〃	13	人見 二三夫
〃	2	島田 晴子	〃	14	大田原 重夫
〃	4	三本木 直人	〃	16	大根田 昇
〃	5	藤田 利男	〃	17	稲垣 政一
〃	7	竹村 文祥	〃	18	木村 孝子
〃	8	益子 丈弘	〃	19	室井 孝美
〃	9	伊藤 順久			
〃	10	金田 廣衛			

4. 欠席委員：2名（6番辻野京子、20番石崎清）

5. 参集農地利用最適化推進委員：7名

推進委員	和泉 正一	推進委員	小倉 久雄
〃	大田原 義夫	〃	八木沢 義雄
〃	田代 勝彦	〃	大田原 一清
〃	高島 亮一		

6. 議事録署名人の指名：10番金田廣衛委員、11番藤田一郎委員

7. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第3条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 非農地証明願いについて
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 令和2年度 県に対する農地利用最適化推進に関する意見と農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）の承認について

8. 事務局職員

局長補佐兼農政係長	村松隆	農地係主任	田端政則
農地係長	新巻昭美		

9. 傍聴人：なし

《会議内容》

村松局長補佐

みなさんこんにちは。会議を始める前に、本日は局長が市政懇談会と重複しておりますので、欠席となります。大変申し訳ございません。

続きまして、議案書の差し替えと追加をお願いいたします。

総会資料の１７ページの差し替え分です。それともう一点、議案第８号の追加となる資料でございます。

また本日は、高林地区の農地利用最適化推進委員の方々に出席していただいておりますので、ご連絡を申し上げます。

それでは、那須塩原市農業委員会第２５回総会の開会に先立ちまして、会長からご挨拶を頂きます。

君島良一 会長

《挨拶》

村松局長補佐

総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第５条の規定に従いまして、会長が務めることとなります。よろしくお願いいたします。

《開会のブザー》

議長

ただ今より、那須塩原市農業委員会第２５回総会を開会いたします。

本日は、辻野京子委員、石崎清委員より、欠席する旨の届出を受けております。

また、伊藤順久委員から、遅れて出席する旨の話があったようですので、在任委員２０名、現在の出席委員１７名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。

次に「議事録署名人の指名」を行います。

議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第１９条第２項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。

総会規則に基づき 議長が指名することで、ご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号１０番金田廣衛委員と議席番号１１番藤田一郎委員を指名いたします。

議事に入る前に、ただ今、伊藤順久委員が出席されましたので、現在の出席委員１８名で、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号「買受適格証明願いについて（法第３条関係）」を議題といたします。

松本忠太委員と関連がありますので、退室をお願いしたいと思います。

松本忠太 委員

（退室）

議長

藤田一郎 委員

番号１番から５番について、関連がありますので一括して、藤田一郎委員の報告を求めます。

議案第１号、番号１番から５番について、調査班を代表して報告します。競売となった農地の入札に参加するため、農地を取得できる者である証明が必要となることからの願い出です。願い出人・競売当事者・競売事由・土地の所在など、入札情報は議案書記載のとおりです。競売地は、那須塩原市立槻沢小学校より北へ約６００メートルから９００メートルに位置しています。現地調査は、７月２３日、午前１０時５分頃に行いました。願い出人は、農業規模拡大するため、今回の入札への参加を希望しており、申請地においては、水稻、カボチャ、サツマイモ等の栽培を計画しています。調査班としては、地元調査員の説明から、願い出人が申請地を耕作することに問題はないと判断しました。また、農地法第３条第２項各号に該当しないこと

	も確認いたしました。番号 1 番から 5 番の願い出は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号 1 番から 5 番について質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、藤田一郎委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号 1 番から 5 番については、証明することに決しました。
木村孝子 委員	番号 6 番から 8 番について、関連がありますので一括して、木村孝子委員の報告を求めます。
	議案第 1 号、番号 6 番から 8 番について、調査班を代表して報告します。競売となった農地の入札に参加するため、農地を取得できるものである証明が必要となることからの願い出です。願い出人・競売当事者・競売事由・土地の所在などの入札情報は議案書記載のとおりです。競売地は、那須塩原市立槻沢小学校より北へ約 600 メートル、800 メートル、900 メートルに位置しています。現地調査は、7 月 23 日、午前 10 時 5 分頃に行いました。願い出人は農業の規模拡大をするため、今回の入札への参加を希望しており、申請地においては水稻、果樹の栽培を計画しています。調査班としては、地元調査員の説明から、願い出人が申請地を耕作することに問題はないと判断いたしました。また、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことも確認いたしました。番号 6 番から 8 番の願い出は証明相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号 6 番から 8 番について質疑、ご意見はございますか。
三本木直人 委員	願い出人が大田原市の親園ということで、距離が結構あると思うのですが、耕作に支障はないのですか。
事務局	こちらの耕作の方ですが、果樹等の手間をあまりかけない栽培を選択しているため、可能と思われると思います。
三本木直人 委員	はい、わかりました。
議長	他に質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、木村孝子委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号 6 番から 8 番については、証明することに決しました。
松本忠太 委員	松本忠太委員の入室をお願いいたします。
	(入室)
議長	松本忠太委員に報告いたします。案件については、証明することに決定しました。
	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	番号 1 番について、益子丈弘委員の報告を求めます。
益子丈弘 委員	議案第 2 号、番号 1 番について、調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は、7 月 22 日、午前 8 時頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立鍋掛小学校より南西へ約 1.2 キロメートルに位置しています。売買する理由としては、健康上の問題のため、農業の維持が困難

	となり譲受人に託すのが最善と考え今回の申請に至りました。譲受人の経営状況は、トラクター２台・田植機１台・乾燥機３台を所有し、家族４人で野菜、水稻を中心に意欲的に経営をしています。申請地の耕作予定は、水稻・野菜です。調査の結果、申請地は今後とも引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。番号１番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、益子丈弘委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については 許可することに決しました。 ここで、議長を加藤拓央会長職務代理者と交代します。
議長（職代）	引き続き総会を進めます。 番号２番について、君島良一委員の報告を求めます。
君島良一 委員	議案第２号、番号２番について、調査結果を報告します。農地を贈与する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。現地調査は、７月１７日、午前１０時３０分頃、申請地で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市役所塩原支所より北西へ約５キロメートルに位置しています。贈与する理由としては、申請人の関係が義理の親子でありまして、譲渡人は高齢により、農作業に従事することが困難なため、現在耕作をしている義理の子供に贈与するものです。譲受人の経営状況は、水稻２４．７アール、畑１９．９アールで、ねぎ・大豆等の自家用野菜を栽培しております。農機具はトラクター、田植え機等を所有しています。申請地の耕作予定は、ねぎ・大豆・山椒などの自家用野菜を栽培予定です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。番号２番の申請は許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長（職代）	報告が終わりました。 番号２番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、君島良一委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については、許可することに決しました。 ここで、議長を君島良一会長と交代します。
議長	引き続き総会を進めます。 次に、議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号１番について、加藤拓央委員の報告を求めます。
加藤拓央 委員	議案第３号、番号１番について調査班を代表して報告します。申請人が所有する農地に既存敷地を拡張するための申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市烏ヶ森公園より南へ１．５キロメートルに位置しています。現地調査は、７月２３日、午前９時５５分頃に行いました。申請地は、周辺農地の広が

	りが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、申請人は建築業を営んでおりますが、自宅の一部を事務所として使用しており、家族の出入りに支障があったり手狭なことから、自宅に隣接する申請地が最適であることから、今回の申請となりました。事業計画は申請地に事務所、資材置場、5台分の貸駐車場を整備する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理します。雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用しても問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、加藤拓央委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。
伊藤順久 委員	番号2番について、伊藤順久委員の報告を求めます。 議案第3号、番号2番について調査班を代表して報告します。申請人が所有する農地に農業用施設を建築するための申請です。申請人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、戸田調整池より東へ1キロメートルに位置しています。 現地調査は、7月22日、午前9時40分頃に行いました。申請地は転用に先立ち農振法上の用途区分が農用地から農業用施設用地に変更されておりますので、許可が可能となります。 事業計画は、申請地へ保育舎3棟、育成舎2棟、堆肥舎1棟を建築する内容です。 上水道は敷地内の井戸を利用し、牛洗浄用排水は浄化槽にて敷地内処理とします。 糞尿は堆肥化し、申請人所有の農地に還元いたします。雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。隣接農地との間に擁壁等を設置し土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用しても問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、伊藤順久委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。
加藤拓央 委員	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、加藤拓央委員の報告を求めます。 議案第4号、番号1番について調査班を代表して報告します。賃借により申請地に事務所を建築し、駐車場・資材置場を整備するための一時転用申請です。貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、烏ヶ森公園東口より北へ約350メートルに位置しています。現地調査は、7月23日、午前9時45分頃に行いまし

	た。申請地は、都市計画法上の第１種住居地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、平成３１年４月に一時転用を行いました、３ヶ月を経過したため今回の再申請となります。事業計画は申請地に事務所建築し、駐車場・資材置場を整備する内容となっています。給水の計画はなく、排水は新設の浸透池にて処理します。隣接農地との間に畦畔を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、加藤拓央委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については、許可することに決しました。 番号２番について、人見二三夫委員の報告を求めます。
人見二三夫 委員	議案第４号、番号２番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那珂川河畔公園より南へ約１００メートルに位置しています。現地調査は、７月２２日、午前９時２０分頃に行いました。申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール未満となる区域内にあるため第２種農地区分となります。第１種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、申請人の三女夫婦は現在アパート住まいですが、第２子誕生の予定の為、手狭になるため申請人の隣接地に住宅新築の申請です。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理します。雨水は隣接地内の雨水処理施設にて処理します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断いたしました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号２番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、人見二三夫委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については、許可することに決しました。 番号３番について、大根田昇委員の報告を求めます。
大根田昇 委員	議案第４号、番号３番について調査班を代表して報告します。売買により駐車場を整備するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立西小学校より北へ７００メートルに位置しています。現地調査は、７月２３日、午前９時３０分頃に行いました。申請地は周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満となる区域内にあるので、第２種農地区分となります。第１種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または申請地以外では、申請目的が達成できないと認められる場合

	に許可が可能となります。本申請は申請地以外に適地がないので農地転用は可能であると判断しました。申請に至った経緯は、市街地近郊の土地で業務が円滑にできると思い申請に至ったことです。事業計画は、申請地に74台分の駐車場を整備する内容となっています。 給排水の計画はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号3番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、大根田昇委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。 番号4番について、三本木直人委員の報告を求めます。
三本木直人 委員	議案第4号、番号4番について調査班を代表して報告します。贈与により申請地に一般住宅を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、黒磯文化会館より北へ約300メートルに位置しています。現地調査は、7月22日、午前10時15分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第2種低層住居専用地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。 申請に至った経緯は贈与により、土地の提供を受け持家を建てたいと考え、今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号4番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、三本木直人委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については、許可することに決しました。 次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。 番号1番及び2番について、金田廣衛委員の報告を求めます。
金田廣衛 委員	議案第5号、番号1番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。 願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。願い出地は、那須塩原市わかば保育園より北東へ120メートルに位置しています。現地調査は、7月22日、午前9時10分頃に行いました。願い出地の現況は、宅地となっており20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

	続きまして議案第5号、番号2番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市わかば保育園より北東へ120メートルに位置しています。 現地調査は、7月22日、午前9時15分頃に行いました。願い出地の現況は、宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番及び2番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番及び2番については、証明することに決しました。 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地利用集積 円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。 番号1番について、三本木直人委員の報告を求めます。
三本木直人 委員	議案第6号、番号1番について調査班を代表して報告します。農地を売り渡したい旨の申し出があったことから、認定農業者等の効率的・安定的な農業経営を行うものへ、農地の利用集積が図れるよう農業公社などの農地利用集積円滑化団体が一時的に申出地を保有する必要があるか確認するものです。あつせん申出人・土地の所在・地目・面積は議案書記載のとおりです。 現地調査は、7月22日、午前10時5分頃に行いました。申出地は、那須塩原市立埼玉小学校より北へ約2キロメートルに位置しています。申し出に至った経緯は、申出人は高齢により農作業ができなくなり、今回の申請に至りました。現地を確認した結果、申出地は認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり、円滑化団体による買入が必要であると判断しました。地元調査員・調査班ともに円滑化団体による優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、三本木直人委員の報告は、要請相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については、通知を要請することに決しました。 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市長が定められていることから協議があったものです。議案書11ページから16ページが「利用権設定関係」の案件で18件、合計面積は260,494.85平方メートルとなります。続きまして、本日配布し

ました資料の17ページをご覧ください。「所有権移転関係」の案件で4件、面積は43,985平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから市長への回答は決定として問題はないと思われます。以上です。

議長

説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は、事務局提案のとおり決定することに決しました。

次に、議案第8号「令和2年度県に対する農地利用最適化推進に関する意見と農業等施策並びに予算に関する要望事項(案)の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、本日追加で配布させていただきました、議案第8号と書いてあるものをご覧ください。一枚めくっていただいて、次のページの要望事項をご覧ください。こちらにつきましては、皆様から事前に提出されました要望事項を基に7月17日に開催されました運営委員会においてご審議いただき項目名、要望内容の調整をさせていただいたものになります。要望の内容につきましては、先ず、農業用施設に対する補助制度の拡充についてです。概要としましては、本市の多数の農家の方が該当する中小規模の農家も対象となるよう、農業用施設に対する補助制度の拡充を要望するものになります。次に、農地の保全対策の拡充についてです。概要としましては、営農条件の悪い小規模な農地の遊休化が進行しているため地域の実情を踏まえた支援制度の拡充を要望するものです。続きまして、農業後継者の確保対策の拡充についてです。概要としましては、新規就農者の就農から、経営確立までの長期的な経済的支援など新規就農者の確保に関する支援制度の拡充を要望するものです。また併せて雇用労働者の支払賃金に対する支援を要望するものになります。次に、担い手に対する補助制度の拡充についてです。概要としましては、担い手のさらなる経営規模の拡大や経営安定を図るため、担い手に対する補助制度の拡充を要望するものになります。次に、農地中間管理機構の借入要件の見直しについてになります。概要としましては、営農条件の悪い農地については、農地中間管理機構の借入要件に合わず、農地の集積・集約化につながっていないため、借入要件の見直しを要望するものです。また合わせて圃場整備事業の導入の支援を要望するものになります。最後に、鳥獣被害対策についてになります。概要としましては、特にカラスによる被害に対し、個人では限界があり広域での対策が必要であるため、根本的な被害防止策の確立を要望する内容となっております。以上6つの要望について、ご審議をお願いします。事務局の説明は以上となります。

議長

説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

三本木直人 委員

今の6つの内容で、だいたい把握は出来るのですが、2番の農地の保全対策の拡充についてなのですが、多分中山間地域辺りを対象としていると思うのですが、地域の実情を十分に踏まえた支援制度の拡充を要望しますという大きなテーマなのですが、具体的には何を求めているのか、映像が浮かばないのですが、具体的な内容などわかりましたら。

事務局	こちらにつきましては、以前に農業委員さんと推進委員さんの方に要望の提出についてという事をお願いさせていただいたものが土台になっているわけなのですが、その要望の中にも具体的な事が書いてなかったのも、確かにご指摘の通り漠然としているのかなという印象を持ちながら作成したところではあるのですが、先ほど出たようにおそらく条件の悪いということになってくると、平坦地ではなかなか無いので、先ほどのとおり中山間地域なのかなという気がしますので、その辺の文言を追加した方が良いという事であれば、具体的にどのようなというのはないけど、中山間地域ということで地域を指定した形で出すというのは出来るのかなと思いますので、皆様でご審議いただければと思います。
三本木直人 委員	たとえば、会長とかが持って行った場合に、県の方からいったい何をしてもらいたいのか、と聞かれた場合に、具体的な内容がないと会長も困ってしまうのではないかと思います。たまたま今日、中山間地域と言っては失礼ですけども、高林の北部の方がいらっしやっているので、具体的に何か支援策で地元から上がっているのがあったら上げてもらえればと思います。
議長	運営委員会の中で話したのは、今言ったような中山間地域とか小規模なものがあるような農地について、だいたい中間管理機構との問題とも絡むんですけど、やはり借りる人もいない、自分でも出来ないという土地が増えてきていると、そういう条件不利な土地について、少しでも成型にするとか、土地改良出来るとか、そういった小規模なものについても、支援制度があれば若干なりとも借りる人が居るんじゃないか、というような考え方から、そういう中山間地域も含めた中で、その遊休化しそうな土地については、出来るだけ借りるような土地に直して行きたいというような考え方から、こういう風な要望になったわけです。これも誰から出たのかはわかりませんが、その内容を要約して要望の内容にしたものでございます。その他、ご意見ございますか。
益子丈弘 委員	最後の鳥獣被害対策についてなのですが、“特にカラス”ということで書いてあるのですが、みるメール等とかにも、イノシシの被害とか昨今熊とかが出たり、あとは場合によってはサルなんかも地域においても頻発に悪さをしているものですから、そちらの方も一緒に合わせて要望いただければと思います。よろしくお願いします。
議長	この中身はですね、“特にカラス”と誰かが要望したんですけれども、牧草の巻くやつに穴を開けられたという人が要望した内容だったものですから、そういう内容が残ってしまったのですが、場合によってはこの“特にカラス”を除いても支障はないのかなと。その辺で皆様のご意見を事務局としても、これ除いても大丈夫ですよ。ただ要望した人が、カラスを除いたらだめだと言われたら困るのだけ。
益子丈弘 委員	カラス等の被害も、私も畜産をやっているんですが、やはりせつかくラップしたものを、穴を開けられてしまったりとか、あとは牛舎とか豚舎とか畜舎に入ってエサを掻き荒したりとか、あとは家畜に対して毛を引っ抜いてしまったり、突いてしまったりするものもあるので、十分に理解できますので、カラスというのも残しつつ、先ほども申し上げました、その他の鳥獣につきましても、併せて要望いただければと思いますので、よろしくお願いします。
議長	それでは、この“特にカラス”の問題については、今説明のあったような、特に酪農家にとっては、問題多いのかもしれないので、もしできればその辺のニュアンスも含めた内容に変更して入れるという事で、いきたいと思うのですが。
三本木直人 委員	重複してしまうのですが、この文章の書き方では、カラスが一番重要みたいに読めてしまうん

議長

ですよね。熊とかの被害によって、重大な意欲減退もありますと、また見逃しがちですけど、カラス等の被害も深刻な影響を与えています。とかそういった書きの方が良いのではないかと思います。

他に、質疑ございますか。

《特に意見なし》

無ければこの辺は、再度考慮するという方向でカラスという言葉が抜けるかもしれませんが、それで了解していただけるでしょうか。あと、2番目の地域の実情を十分に踏まえたという内容についてはよろしいですか。

他に、意見はございますか。

《特に意見なし》

無ければ、今の2点について再度変更した内容については、事務局の方にお任せいただいて、原案については、異議なしという事で了解いただいてよろしいでしょうか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は、事務局提案のとおり決定することに決しました。

以上で 全ての議案が終了いたしました。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第25回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

1 0 番

1 1 番
